

マイナンバーカードはお持ちですか

マイナンバーカードの申請をお急ぎください。

マイナンバーカード未取得者の方については、交付申請書を7月中旬から順次再々送付します。(令和3年10月31日時点で75歳以上の方、令和4年1月1日以降に出生または国外から転入された方、在留期間の定めのある外国人の方などの一部の方には、別の機会に交付申請書を送付しているため、今回は送付しません。)

申請方法は、スマホで交付申請書の2次元コードを読み取って、メールアドレスや氏名・生年月日などを入力して、顔写真を添付して送信するだけです。

役場住民課でも申請できます。役場住民課では、写真撮影からオンライン申請まで全部無料で住民課職員が行いますので、手ぶらでお越しただけで大丈夫です。



7月の休日申請受付・交付窓口

とき 7月23日(土) 午前9時～正午 **ところ** 役場住民課窓口

マイナンバーカードの受け取りもできます。ただし、休日窓口での受け取りは来庁者が多数のため、長時間の待ち時間が生じることをあらかじめご了承ください。

※携帯電話をお持ちください。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、準備が整うまでの間は庁舎の外でお待ちいただき、準備が整い次第、順次電話でお呼びします。

※その他の住民課業務(戸籍、住民異動、各種証明書の発行等)は行いません。

問合せ先 役場 住民課 内線121・174



マイナポイント第2弾を実施しています。

マイナポイントとは、マイナンバーカードを使って予約・申し込みを行い、選んだキャッシュレス決済サービス(※)で利用可能なポイントがもらえるしくみです。

※QRコード決済(〇〇Pay)や電子マネー(交通系のICカードなど)、クレジットカードなどのことです。

対象

- ①マイナンバーカードを取得した方のうち、マイナポイント第1弾に申し込んでいない方(マイナンバーカードをこれから取得する方も含みます。)
- ②マイナンバーカードの健康保険証としての利用申し込みを行った方(6月29日以前に利用申し込みを行った方も含みます)
- ③公金受取口座の登録を行った方(6月29日以前に登録を行った方も含みます)

ポイント付与

- ①最大5,000円相当のポイント

※令和3年12月末までにマイナポイント第1弾に申し込んだ方で、まだ20,000円のチャージやお買い物を行っていない場合(最大5,000円分までポイント付与を受けていない方)は、令和4年1月1日以降も引き続き、上限(5,000円相当)までポイントの付与を受けることができます。

- ②③7,500円相当のポイント

マイナンバーカードの申請期限 ①②③9月末

マイナポイントの申込期間

- ①令和5年2月末まで
- ②③6月30日(木)～令和5年2月末

問合せ先 役場 企画課 内線163



総務省マイナポイント事業
ホームページ
[https://mynumbercard.
point.soumu.go.jp/](https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/)